

京都市上下水道企業管理規程第32号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程
水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。
第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 井戸汚水等の排出量認定

第10条第1項中「管理者の」を「管理者が」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「管理者の」を「管理者が」に、「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受託者は、井戸汚水等の排出量認定事務を行うとき、徴収事務従事者に、管理者が交付する身分証明書（別記様式第2号）を携帯させ、関係者から提示を求められたときには、これを提示しなければならない。

別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号（第10条関係）

（横8センチメートル，縦4.7センチメートル）

（表）

No.	
井戸汚水等排出量認定事務従事者証	
写 真	住所.....
	氏名.....
	有効期間.....年.....月.....日生
	京都市公営企業管理者上下水道局長

（裏）

- 1 この証票は，井戸汚水等の排出量認定事務を行うとき，必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は，関係者の請求があった場合は，いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。
- 4 この証票は，有効期間が満了し，又は井戸汚水等排出量認定事務に従事することがなくなったときは直ちに返納しなければならない。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部営業課）